「第2次奈良県自転車活用推進計画」施策体系図

目標		施策	評価指標（案）	第1次	第2次	改定時の対応	措置	備考（更新または廃止の理由、措置の内容等）	担当課
観光振興 ～巡る～	自転車による観光地への周遊を促すサイクルツーリズムの推進	① サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理	・自転車交通量	1	1	内容変更	広域的な周遊観光サイクリングルートの改善	京奈和自転車道、世界遺産周遊サイクルルート等県内のサイクルルートの走行環境の改善を実施。	道路マネジメント課
				2		廃止	農村周遊自転車ルートの整備	・完了のため	
				3		他措置と統合	奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン（H23.7）の改定	・「地域内の自転車通行空間の整備推進」に統合	
		② サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実	・自転車の休憩所、サイクリストにやさしい宿等の認定数	4		廃止	サイクルステーションの整備（中町「道の駅」他）	・完了のため	
				5	1	継続	サイクルステーションの利用促進	・サイクルステーションの利用を促すため、情報発信の充実・強化を推進する。	道路マネジメント課
				6	2	継続	サイクルトレイン等の実施に向けた検討	・他府県のサイクルトレイン等に関する事例を収集し、実施スキームの検討を行う。また、鉄道駅における自転車との連携方策の検討を行う。 ・県内で実施しているサイクルトレインの情報発信。	道路マネジメント課
				7	3	継続	自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進	・車で来られる県外・県内のサイクリストの利便性向上を図るため、大型商業施設などと連携し、サイクリストにやさしい駐車場の認定を推進する。 ・「自転車の休憩所」「サイクリストにやさしい宿」等の施設認定を推進するとともに、自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を検討する。	道路マネジメント課
				8		他措置と統合	レンタサイクルへの支援	・「自転車観光などの情報発信の充実」に統合	
				9		廃止	タンデム自転車の解禁	・完了のため	
		③ サイクリングを楽しむための情報発信の充実	・ジテンシャでなら「奈良県自転車利用総合サイト」（奈良県公式HP）の閲覧数（年間のページビュー数） ・サイクルイベントの参加者数（県内・県外申込者数）	10		他措置と統合	自転車マップの作成	・「自転車観光などの情報発信の充実」に統合	
				11	1	統合後の措置	自転車観光などの情報発信の充実	・ホームページの更新等により、奈良のサイクリングの魅力を国内外に発信するとともに、自転車利用者にとって有益な情報の掲載を推進する。	道路マネジメント課、スポーツ振興課、観光力創造課
				12	2	継続	奈良の特性を活かしたサイクルイベントの開催	・美しい風景や歴史的な景観、文化財をはじめとする多くの観光資源を活かしたイベントの開催を推進する。 ・広域的な連携も視野に入れたスポーツツーリズムの実施を検討する。	道路マネジメント課、スポーツ振興課
まちづくり ～振わう～	自転車を快適に利用できる良好な生活環境の形成	①市町村における計画策定の促進	・県内市町村における自転車活用推進計画又は自転車ネットワーク計画の策定自治体数（奈良県データ）	13		廃止	まちづくり連携協定に基づく自転車施策の推進	・自転車施策に取り組んでいく市町村を拡大させていくとともに、既にまちづくり連携協定に自転車施策を位置づけている市町村については、奈良県の自転車活用推進に向け、協働しながらプロジェクト実施を推進する。	
				14		廃止	まちづくり連携協定に基づく無電柱化に合わせた自転車通行空間整備の推進	・まちづくり連携協定に基づく無電柱化を推進していくとともに、無電柱化の実施路線においては道路空間を活用した自転車通行空間の整備を検討する。	
				17	1	継続	市町村版自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画）等の策定支援	・市町村版自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画）等の策定促進に向け、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」や「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」を各市町村へ周知するとともに、県内の自転車施策に関する情報を提供し、計画策定の支援を行う。	道路マネジメント課
		② 公共交通を補完するシェアサイクルの普及促進	・シェアサイクル導入市町村数	15	1	統合後の措置	サイクルポート設置に向けた施設管理者への働きかけ	公共用地や鉄道駅周辺へのサイクルポート設置に向けた施設管理者への働きかけ	道路マネジメント課
		③ 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実	・自転車の利用率	16		他措置と統合	鉄道駅周辺へのサイクルポート設置に向けた鉄道会社への働きかけ	・「サイクルポート設置に向けた施設管理者への働きかけ」に統合	
				18	2	統合後の措置	地域内の自転車通行空間の整備推進	・「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づいた、自転車通行空間の整備を行う。また、安全 ・快適でわかりやすい自転車利用ネットワークを構築するため、近年の自転車施策の変化等を踏まえ、平成 23 年 7 月 に策定された「奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン」について、改定を行う。	道路マネジメント課
				19		廃止	奈良県道路の整備に関する条例（県道の構造の技術的基準）の改正	・完了のため	
				20		他措置と統合	生活道路におけるゾーン30などによる安全対策の実施	・「自転車の安全な交通の確保に資する交通規制の実施」に統合 ※具体的な事例があれば提供	
				21	3	継続	自転車通勤の促進	企業活動における自転車通勤を拡大するための広報啓発を実施する。	道路マネジメント課
安心安全 ～守る～	安全で安心な自転車利用文化の醸成	① 自転車による安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進	・自転車事故の発生件数（自転車の人身事故、自転車事故構成率）	22	1	統合後の措置	ライフステージに応じた交通安全教育の実施	・自転車に乗り始める子供と保護者を対象として、親子交通安全教室を開催する。 ・高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、高齢者向けの安全教室を実施するとともに、交通安全高齢者自転車大会等を実施する。 ・自転車利用者の保護意識の醸成を図るため、自動車教習生に対する自転車交通安全教育を実施し、自転車の通行ルール等の周知を行う。	交通企画課
				23	2	統合後の措置	教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施	・奈良県教育委員会、奈良県安全教育研究協議会、奈良県高等学校安全教育研究会が主催となり、学校安全の中心的・指導的役割を担う教職員に対して、学校安全教室講習会等を開催する。 ・公務員に対する自転車通行ルールの周知や自転車の正しい乗り方の実践教育等により、ルールの遵守の徹底を図る。	体育健康課、交通企画課
				24		他措置と統合	自動車教習場における教育の実施	・「ライフステージに応じた交通安全教育の実施」に統合	
				25		他措置と統合	高齢者向けの安全教室の実施	・「ライフステージに応じた交通安全教育の実施」に統合	
				26	3	継続	地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進	・地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動を推進するとともに、委員のスキルアップを目的とした講習会等を開催する。	交通企画課
				27	4	継続	交通安全に関する指導技術の向上	・交通安全に関する指導技術の向上を図るため、交通安全教育担当者に対して、効果的な指導要領や教育資機材の活用方法等を教養する講習会等を開催する。 ・交通安全教育コンクールを開催する。	交通企画課
		② 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進	・県民のヘルメット着用率（県民アンケート） ・損害賠償保険や自転車保険の加入率（県民アンケート）	28		他措置と統合	自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知	・「交通安全意識向上及び自転車の通行ルールの周知」に統合	
				29	1	統合後の措置	自転車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組の推進	「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」や「奈良県交通安全計画」に基づき、交通安全に関する普及啓発活動の一環として、ヘルメット着用促進に向けた取組を実施する。	県民くらし課、体育健康課、交通企画課
				30	2	統合後の措置	交通安全意識向上及び自転車の通行ルールの周知	・交通安全意識を向上させる交通安全教育及び啓発を実施する。 ・自転車安全利用五則等ルールの周知に向けた広報啓発活動を実施する。	県民くらし課、交通企画課
				31	3	継続	自転車運転者講習制度の着実な運用	・チラシ配布等により、自転車運転者講習制度の周知を行うとともに、奈良県自転車総合対策連絡協議会の開催等を通して、自転車運転車講習制度の周知徹底を図り、一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象として、自転車運転者講習制度の着実な運用を実施する。	県民くらし課、交通企画課
				32	4	継続	市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援	・市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援を行う。 ・学校等が実施する自転車の安全対策に関する共通の指導教材の支援などについて、検討を行う。	県民くらし課
				33	5	継続	自動車・二輪車ドライバーに対する安全啓発の実施	・関係機関及び団体と協力し、ドライバーに対し、安全啓発を実施する。	交通企画課
				34		他措置と統合	公務員に対するルールの遵守の徹底	・「教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施」に統合	
				35	6	継続	自転車損害賠償保険等への加入の周知	・「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」や「奈良県交通安全計画」に基づき、自転車損害賠償保険等への加入を促進する。 ・自転車損害賠償責任保険加入に関するチラシ・ポスターの作成や、県広報誌「県民だより奈良」及び新聞各紙への記事掲載等により、保険加入の周知を行う。	県民くらし課、体育健康課、交通企画課
		③ 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組の充実		36		他措置と統合	道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用	・「自転車の安全な交通の確保に資する交通規制の実施」に統合	
				37	1	統合後の措置	自転車の安全な交通の確保に資する交通規制の実施	・道路管理者と連携し、自転車の安全な交通に資する普通自転車専用通行帯等の交通規制を実施する。 ・歩道における普通自転車及び歩行者の安全な通行を確保するため、普通自転車歩道通行可の交通規制の見直しを検討する。 ・場合によっては自転車に不自然かつ不合理で、危険な横断を強いることになり得る自転車横断帯を原則として撤去する。	道路マネジメント課、交通規制課
				38	2	統合後の措置	違法駐車の積極的な取締り	・違法駐車の取り締まりを積極的に推進する。 ・駐車監視員による違法車両の確認を実施する。	交通指導課
				39		他措置と統合	駐車監視員による違法車両の確認	・「違法駐車の積極的な取締り」に統合	
				40	3	継続	自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な取締りの実施	・自転車の指導啓発重点地区・路線の設定を行うと共に、重点的な取り締まりをする。	交通指導課